

ひとひと
女と男で築く、やさしく住みよい

まちづくり

宇城市男女共同参画計画



平成19年3月

宇 城 市



男女共同参画社会の実現をめざして

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、現在の社会経済環境の急速な変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

宇城市におきましても、市制発足後すぐに「宇城市男女共同参画推進懇話会」を設置し、同時にパートナーシップ・フェスティバルやセミナーなどの啓発事業に取り組んでまいりました。また、男女共同参画を市行政の重要施策として展開していくため、職員研修や各種審議会・委員会・市管理職への女性登用などを全庁的に推進しているところです。さらに、平成19年度には「宇城市男女共同参画条例（仮称）」を制定し、内閣府関与の下「男女共同参画都市」として宣言することで、宇城市の歩むべき方向性を全国に示すことを計画しております。

しかしながら、私たちを取り巻く社会環境や・慣行の中には、まだ多くの解決すべき課題が残されています。そこで、宇城市民の男女共同参画意識調査を実施し、その結果をもとに懇話会と今年度設置しました「宇城市男女共同参画庁内推進会議」がそれぞれの立場から行政の取り組むべき施策を提案・協議し、男女共同参画に関する基本計画を練り上げました。

この「宇城市男女共同参画計画」は、平成19年度から5年間を視野に入れ、行政の様々な部署における取り組みを網羅いたしました。今後は、定期的なその進捗状況を管理する体制をとり、本計画の着実なる推進を図りたいと考えております。

さらに、本計画を実効性あるものとするためには、宇城市行政が独り歩きするのではなく、宇城市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性を理解し、自らの暮らしの中に目を向けていただくことが大切です。また、地域・学校・職場などあらゆる分野・組織で互いに連携し合いながら、宇城市における男女共同参画社会を推進していただきますよう、皆様方になお一層の御理解・御協力をお願いするものであります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心な議論をいただきました「宇城市男女共同参画推進懇話会」の委員を始め、多くの貴重な御意見・御提案を賜りました皆様へ、心から御礼を申し上げます。

平成19年3月

宇城市長 阿曾田 清

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的	3
2. 計画の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	5
(3) 県の動き	6
(4) 宇城市での取り組み	8

第2章 計画の概要

1. 計画の基本理念	13
2. 計画の性格と期間	13
■計画体系図	15

第3章 基本目標と施策の展開

基本目標1 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	19
主要施策1. 制度や慣習の見直しと意識啓発の促進	19
(1) 市民に対する意識啓発	21
(2) 市業務の見直し	23
主要施策2. 政策や方針決定の場への男女共同参画推進	24
(1) 女性リーダーの育成支援	26
(2) 行政への女性の積極的登用	26
主要施策3. 新たな分野での男女共同参画	28
(1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進	28
(2) 新たな分野への女性の進出	29
基本目標2 男女の人権尊重	30
主要施策1. 人権に関する意識啓発	30
(1) 広報・セミナー等による啓発	31
(2) いじめ・虐待の防止	32
主要施策2. あらゆる形態の暴力の根絶	33
(1) DVの防止と被害者の救済	34
(2) DVに関する広報	34
主要施策3. 生涯を通じた男女の健康支援	35
(1) 各種健康づくりの促進	36
(2) 教育事業の推進	37

基本目標 3 家庭・地域での男女共同参画推進	38
主要施策 1. 高齢者・障害者福祉の推進	38
(1) 福祉サービスの推進	40
(2) 高齢者の社会参画促進	41
主要施策 2. 子育てに関する支援の充実	42
(1) 子育て支援サービスの推進	43
(2) 相談・情報提供の充実	45
主要施策 3. 家庭での男女共同参画促進	46
(1) 仕事と家庭の両立	47
(2) 家庭生活での男女共同参画促進	47
主要施策 4. 個性を尊重する教育の充実	48
(1) 男女平等を基本とする学校教育・幼児教育（保育）の推進	49
(2) 教育関係者への啓発	50
(3) 社会教育の充実	51
基本目標 4 就業の場での男女共同参画推進	52
主要施策 1. 就労及び雇用環境における平等推進	52
(1) 事業所に対する啓発	54
(2) 職場環境の整備	54
(3) 公正なワークルールの確立	55
主要施策 2. 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	56
(1) 商工業の活性化と男女共同参画推進	56
(2) 農林水産業の活性化と男女共同参画推進	57
基本目標 5 住みよい環境づくり	59
主要施策 1. すべての住民が安心して生活できるまちづくり	59
(1) 安全・安心のまちづくり	59
(2) 人にやさしいまちづくり	60

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制	63
---------	----

■資料編

1	男女共同参画社会基本法	67
2	熊本県男女共同参画推進条例	73
3	関連統計資料	79
4	用語解説	81
5	宇城市男女共同参画推進懇話会条例	86
6	宇城市男女共同参画推進懇話会 委員名簿	88